

# 改正フロン法(フロン排出抑制法)により 機器及びフロン類の適切な管理が義務づけられます。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)が平成27年4月から施行されます。第一種特定製品(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器)の管理者(所有者など)には機器及びフロン類の適切な管理が義務づけられます。



**弊社取扱い対象機種** 全自動製氷機、大形製氷機、業務用冷凍冷蔵庫、冷凍・冷蔵ショーケース  
プラスチック&ショックフリーザー、プレハブ庫、ディスペンサー類

機器の設置に関する義務

## 機器の適切な場所への設置

機器の損傷等を防止するため、適切な場所への設置、設置する環境の維持・保全  
※振動源を周囲に設置しない、点検・修理のために必要な作業空間を確保する、  
機器周辺の清掃を行う

機器の使用に関する義務

## 機器の点検の実施※

全ての機器について簡易点検を実施。さらに一定規模以上の機器については、専門的な定期点検を実施

## 漏えい防止措置／未修理の機器への冷媒充填の禁止

### 点検・整備の履歴の記録および保存

### フロン類算定漏えい量の算定・報告

毎年度における算定漏えい量が1,000CO<sub>2</sub>-t以上となった場合、国(事業所管省庁)に報告する。

機器の廃棄等に関する義務

## 機器廃棄時などのフロン類回収の徹底

不要となったフロン類の回収依頼、「回収依頼書」又は「委託確認書」の交付、フロン類の回収・再生・破壊に必要な費用の負担

※フロン類の回収は、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者へ委託する義務があります。

## ※機器の点検について

簡易点検

### ■管理者が自ら実施、または専門業者に依頼

対象	点検の頻度	点検内容
全ての機器	四半期に1回以上	異音、製品外観の損傷、腐食、さび、油にじみ、霜付きの確認

定期点検

### ■十分な知見を有する者による実施(冷媒フロン類取扱技術者等)

対象	点検の頻度		点検内容
一定規模以上の機器	7.5kW以上の冷凍冷蔵機器	1年に1回以上	直接法や間接法による冷媒漏えい検査
	50kW以上の空調機器		
	7.5~50kWの空調機器	3年に1回以上	

●フロン排出抑制法の詳細については、各都道府県の窓口へお問い合わせください。

●点検方法などについては、最寄りのホシザキ販売会社までお問い合わせください。